



令和6年11月22日（金） 第10252号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	3
○同	3
○同	3
○同	4
○都市計画事業の認可（都市整備課）	4
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	伊勢崎市田中町1059番 の1地先から同市同361 番地先まで	前	26.5～36.8	234.0
			後	26.5～29.5	234.0

◎群馬県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	神田吉井停車場線	藤岡市矢場字三ツ橋120 5番の1地先から同市同字 同1207番地先まで	前	16.3～26.3	92.0
			後	16.3～26.3 2.6～10.8	92.0 44.7

◎群馬県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
------------	-----	-----	---------

県道	神田吉井停車場線	藤岡市矢場字三ツ橋1205番の1地先から同市同字同1207番地先まで	令和6年11月22日
----	----------	------------------------------------	------------

◎群馬県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水上片品線	利根郡片品村大字戸倉字金井沢891番の1地内	前	13.3～19.5	60.0
			後	17.1～30.5	60.0

◎群馬県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水上片品線	利根郡片品村大字戸倉字金井沢891番の1地内	前	9.6～19.6	50.0
			後	13.0～28.2	50.0

◎群馬県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水上片品線	利根郡片品村大字戸倉字金井沢891番の1地内	前	8.7～15.6	185.0
			後	10.8～32.8	185.0

◎群馬県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下里見安中線	安中市下秋間字二反田4794番の5地先から同市同字同4800番の1地先まで	前	35.8	145.0
			後	35.8	145.0

◎群馬県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、安中都市計画事業を令和6年10月29日、次のとおり認可した。

令和6年11月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 安中市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 安中都市計画道路事業 3・5・3号 下の尻茶屋町線
- 3 事業施行期間 令和6年11月22日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 群馬県安中市安中一丁目字町北、字茶屋町及び字汗谷戸地内
 - (2) 使用の部分 なし

落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年11月22日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 免許写真撮影機等改修委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年10月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 43,951,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
